

平成 29 年

第 7 回
教育委員会会議録

行橋市教育委員会

平成 29 年 5 月 23 日(火)

教育委員会会議録

1 招集日時
平成 29 年 5 月 23 日(火) 13 時 14 分～

2 招集場所
市役所303会議室 (3階)

3 出席委員

教育長	笹山 忠則
教育長職務代理者	末次 龍一
委員	水谷 知子
委員	金澤 精子
委員	大宮 克弘

4 欠席委員 無

5 出席職員等
米谷教育部長
山門教育政策課長
丸山学校教育課長
神原指導室長
西江防災食育センター次長
唐崎生涯学習課長
森文化課長
西川スポーツイベント課長
大園教育政策係長

6 議題及び議事の概要

別紙

7 閉会 14 時 7 分

教 育 長

教育長職務代理者

議事録調製者

平成29年5月23日

開議 13時14分

1. 開会

○教育政策係長 大園健朗君

では、皆さんお揃いですので、ただいまから始めたいと思います。
教育長、お願いします。

2. 前回会議録の承認

○教育長 笹山忠則君

それでは、平成29年第7回教育委員会定例会を付議事項に沿って開催させていただきます。

最初に、前回の会議録の承認をいただくことになっております。

前回の会議録に関しまして、御覧になっていただいていると思いますが、新たに御質問等はございますでしょうか。

(各委員「ありません」の声あり)

ありがとうございます。それでは、御承認いただきましたので、次に移らせていただきます。

3. 教育長事務報告

○教育長 笹山忠則君

教育長事務報告でございます。

お手元の2枚目でございます。読めば大体分かるというかたちではありますが、少しだけ補足させていただきます。

27日の民生委員・児童委員の協議会総会につきましては、これは祝辞を述べたと思っております。内容は地域と学校と家庭の連携というかたちで述べさせていただきました。

それから、ここには書いておりませんが、28日には県の教職員組合行橋京都支部の役員の方が来られて面会をいたしました。これは教員の勤務に関する情報の交換でありました。

8日の月曜日、PTA連合会・小中合同母親委員会がございました。

それから、同日に行橋・京都地区教育研究所の長期研修員入所式がございました。

ここには、行橋市からは泉小学校の今村啓一教諭、泉中学校の井上京子教諭、この二人が長期研修員として入所をいたしました。

それから、定期学校訪問には、御一緒いただきまして、ありがとうございました。定

13日は、区長連合会総会で、男女共同参画ネット総会もありましたが、これは市長と同行して出席いたしました。

それから、14日の子ども会育成連合会総会、これはウィズゆくはしで、私が45分間の講演をいたしました。講演の内容は、先ほどの地域社会と学校と、それから家庭との連携でありますけれども、それ以外に、生涯学習とは何であるかということと、それから中学生たちに期待すること。中学生たちがサブリーダーと言いますか、ジュニアリーダーをしてきていましたので、彼らに話しかけておりました。

それから、後は16日に教科用図書調査研究協議会が京築教育事務所でございました。

それから、18日から全国都市教育長協議会というのが奈良県の奈良市のなら100年会館という所で開催されました。そこに17日の夜から前泊して出席いたしました。

それから21日には、中学校の体育大会がございまして、教育委員の皆様方に視察をしていただきました。大変暑かったんですが、ありがとうございました。

それから22日、昨日ですが、教科用図書採択協議会、それから京築地区不祥事防止対策推進委員会、そして教育長会議がございまして、行ってまいりました。

それから23日、本日であります。30日に福岡教育大学附属小倉小学校を訪問する予定であります。こちらに研修員1名を派遣し研修させていただいておりますので、その様子を見ることを兼ねてお礼を申し述べに行くというところであります。

掻い摘んで申しました。以上でございます。

何か補足説明が必要なところがございましたら、お願いいたします。

金澤委員、どうぞ。

○委員 金澤精子君

17日の第2回図書館及び視聴覚センター跡地活用検討委員会は、これで2回目になっていますが、今、どこら辺まで進んでいるんでしょうか。

○教育長 笹山忠則君

これは、部長のほうからお願いします。

○教育部長 米谷友宏君

それでは、私のほうからお答えいたします。今回17日に行われたのが第2回ということで、実は第1回というのが去年の11月末に行われております。それで、第1回は、まずは現コスメイトの図書館と視聴覚センターが、新しく図書館が出来た場合はスペースが空きますので、まず第1回目のときは、どれくらいのスペースが空くのかという図面をお配りして、検討委員会の中の各部局の部長に入らせていただいて、部のほうにまず情報提供し、その後、各部でどういった活用方法があるのか、例えば自分のところの部局が、こういうかたちで利用したい、あるいは他の部局に対しても、こういうことで活用できるんじゃないのかというアイデアというか、考えを出していただくところまで

が第1回でした。

今回、第2回ということで、それぞれの部から出された案を整理いたしまして、主には図書館、1階の部分と、現視聴覚センターが2階にございますので、2階の部分はどういうかたちの利用ができるかというかたちでの、それぞれ提出された案の確認をいたしております。概ね、2階のほうの視聴覚センターのスペースについては、現歴史資料館のスペースが、いろんな催しをしたり収蔵物等々を考えると若干手狭なんです、ということの背景を受けて、歴史資料館機能を少し充実する方向で考えたらどうか、というところの部分は、いろんな部分からの提案がまとまっておりますので、概ね、2階の利用方法は、決定ではございますが、そういう意見が多かったということです。

1階の部分につきましては、まだ私どもの教育部の考えであったり、福祉部局であったり、様々なところの部局の考えが出ていますので、具体的にまだこの2回の中では、概ねこっちの方向でということまではいっておりません。

第2回の状況は大体そういうところですよ。今後、まだ続いていくというかたちで考えております。以上でございます。

○委員 金澤精子君

ありがとうございます。

○教育長 笹山忠則君

ほかに、ございますでしょうか。

(特に声なし)

それでは、次に移らせていただきます。

4. 議事

(1) 議案第13号 行橋市条件付返還免除型奨学金条例(案)について

○教育長 笹山忠則君

4番目の議事ではありますが、議案の提案が4つございます。

まず、議案第13号ですが、これは学校教育課から説明をお願いします。

○学校教育課長 丸山剛君

それでは、学校教育課から、議案第13号行橋市条件付返還免除型奨学金条例案について、御説明させていただきます。

本日お配りしている条例案の内容と、あと事前送付しております青表紙の資料と、もう一つ奨学金のシミュレーション、こちらのほうで説明をさせていただきたいと思っております。

まず、条例案の規定のほうを御覧ください。本条例案の目的でございますが、第1条にありますとおり、経済的理由により就学困難な者に資金を貸与し、かつ一定の条件を

満たす者に対する返還を免除することにより、修学上の経済的負担の軽減と教育機会均等に寄与し、本市の次代を担う人材を育成しようとするものでございます。

貸付の対象といたしましては、住民税所得割非課税世帯のうち、大学、短期大学、4年制及び5年制の高等専門学校、及び専修学校への進学予定者、あるいは在学者であり、貸付金額は月額2万円で、貸付期間は各校の正規就業期間でございます。

貸付資金の種類といたしましては、第3条に規定しておりますとおり、一般型と、次のページになりますが、特定職業型の2種類でございます。貸付要件及び貸付免除の条件に差異がございますので、順に説明をさせていただきます。

添付の青表紙の資料のほうをお願いいたします。1枚めくっていただきまして、まず一般型の説明をさせていただきたいと思っております。

住民税非課税世帯のうち、高い学習成績もしくは優れた学校活動等の成果を収めている者で、大学等を卒業後、市内に居住する意思があることが、貸付の要件でございます。

また返還免除の条件につきましては、卒業後、市内に居住することとしており、免除申請に基づき、年単位で償還額を免除し、短大等の場合は4年間、大学等の場合は7年間で全額免除となる仕組みとしております。毎年度、新規貸付人員は20人以内としております。なお、国におきましても、低所得世帯の進学率向上を目的とした給付型奨学金制度が新設され、来年度の本格実施が予定されております。本市新制度の一般分の制度設計につきましては、国制度との相乗的、相互補完的な事業効果を考慮し、国の給付型奨学金の内定者のうち、市内居住の意思がある者を対象とすることとしております。

なお、国の給付型奨学金の金額につきましては、奨学金シミュレーションと書かれた資料の2ページ目の一番上段の表を御参照ください。こちらが国の給付型奨学金制度を検討するときの協議資料となっております。その抜粋ということで、この出典につきましては、国が実施しております学生生活調査というふうになっております。

一番左側の上から、国立自宅、国立下宿というふうに記載がございまして、全部で国は6区分を設定しております。

3ページ目の、一番上の表、一番左側の列になりますが、国の新設の給付金につきましては、記載のとおり6区分の制度を設定しております。一番左の学生生活費からアルバイト等の収入を差し引いた追加必要額という黄色の網掛けの欄ですが、こちらに対しまして、国が今回緑色の網掛けの欄でございます、給付額をそれぞれ2万円から4万円の支給をするというかたちになっております。

そして一番右側の欄になります、朱色の差額の欄でございますが、これが国の給付をもってしても、なお不足している額ということになっております。今回、行橋市の一般型の奨学金の金額につきましては、これを補てんする額として、月額2万円を設定しているところであります。

また、この表の下の年度別非課税世帯数と記載した部分について説明させていただきます。

今回、本市の新制度の対象人数推計の根拠資料となっておりまして、この表の上段が対象年齢者を含んだ非課税世帯の数、下段が現在大学等に在学していると思われる者を含む非課税世帯数というかたちになっています。

これに対しまして、人数の算定方法といたしましては、その下に記載がありますが、平均非課税世帯数5.8に、全国平均の大学進学率73.2%、及び一般型の対象となります学習成績要件を満たす者の割合28%を乗じ、1.2人程度を想定しているところでございます。ただし、条例案の上限人数といたしましては、来年度以降の国制度の対象人数が現時点で不透明であることも含めまして、若干、余裕をもたせて20名以内というかたちで設定をさせていただいております。

また青表紙の資料のほうに戻っていただきまして、次の②特定職業分のページのほうをお願いします。

本市では、現在、保育士及び小中学校の教職員の欠員が深刻化している状況がございます。これら2職種の人材育成・人材確保の観点から、今回、特定職業型として、対象枠を一般型と別に設定する予定としております。毎年度、新規貸付人員は、保育士3人以内、教職員2人以内としております。

住民税所得割非課税世帯のうち、保育士資格、または教育職員免許取得のため、大学等の指定養成機関への進学予定者、あるいは在学者で、大学等を卒業後、市内に居住する意思があることが貸付の要件でございます。

また返還免除の条件につきましては、原則として市内に居住し、市内の小中学校に勤務すること、としておりますけれども、本人の意思によらず、福岡県内の小中学校に勤務する場合や、市外勤務等の事情により市外居住を余儀なくされる場合につきましても、一定の条件付きで返還免除の対象とすることを予定いたしております。次のページをお願いします。

一般型の返還免除運用等の詳細資料でございます。貸付総額は、最大で96万円で、通常であれば、卒業した年の10月から返還開始となり、貸付期間の1.5倍の期間での返還、4年制大学であれば48月の1.5倍で、72月間の返還となります。こちらの資料では、平成30年度から4年間の貸付を受け、卒業年の平成34年度から返還した場合を例示しております。返還額は月1万3400円で、最終月のみ8600円。返還月数は、初年度と最終年度は6月間、2年目から6年目の間の年度返還額は16万8000円となります。

返還免除の認定につきましては、毎年度の免除申請に基づき、基準日における居住実態の確認を行い、市内居住であれば当該年度の返還額を全額免除するものでございます。

また、市外居住の場合、市への寄附金等が一定額以上の場合等、市への貢献が認められる場合につきましても、同様に返還免除の対象とすることを予定しております。次のページをお願いします。

特定職業型の返還免除運用等の詳細でございます。貸付総額及び返還する場合の例示内容は一般型と同様でございます。

返還免除条件の詳細でございますが、保育士、教職員ともに市内居住、市内勤務の場合、免除申請の当該年度の返還額を全額免除することを原則的なケースとしております。ただし、本人の意思によらず、市外勤務となった場合につきましても、同様に全額免除の対象としております。また市外在住の場合は、市内勤務、あるいは会社都合による市外勤務の場合に限り、市への寄附金等が一定額以上の場合等、市への貢献が認められる場合につきまして、返還免除の対象とすることを予定しております。

なお、本条例案の施行日は、平成29年7月1日であり、本条例案の施行についての必要な事項は、教育委員会規則で別途定めることとしております。

今回、条例案の審査をお願いするところでございますが、また別途、規則案につきましては、次回の教育委員会への提示を予定いたしておりますので、その際は、またよろしくお願いたします。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いたします。

○教育長 笹山忠則君

ありがとうございます。

ただいま、行橋市条件付返還免除型奨学金条例の詳細について、説明をいただきました。これに関しまして、補足の説明が必要なところ、あるいは御意見等、ございましたら、お願いたします。

金澤委員、どうぞ。

○委員 金澤精子君

これが、この設計で、そして条例ができましたら、どうかたちで奨学金を受けた人たちが、この制度を知ることができるんでしょうか。

○教育長 笹山忠則君

学校教育課長、お願いたします。

○学校教育課長 丸山剛君

現時点での予定でございますが、6月議会に上程して、6月末までには議決をいただければと考えております。

いずれにいたしましても、施行日は7月1日でございますので、それ以降なるべく早めに7月中には、市報、ホームページ、関係機関への周知等で、すぐに制度周知を開始したいと考えております。

それから、対象者等がある程度こちらのほうでもリサーチしながら、申請受付の開始を10月の下旬ごろをめぐりにさせていただきたいと考えております。一応、受付期間といたしましては、10月下旬ごろから1カ月間くらいで予定して、その後12月の下旬ごろには内定者に対して決定通知を送付するというかたちで、一応進路決定の後押しになるようなかたちで、早め早めの対応をしていきたいというふうに考えております。

○教育長 笹山忠則君

ほかに、ございますでしょうか。

(「ありません」の声あり)

それではこれで、この案を条例案として提出させていただきます。

(2) 議案第14号 債務負担行為の設定(案)について

○教育長 笹山忠則君

では次の14号に移らせていただきます。債務負担行為の設定についてですが、これも学校教育課から説明をお願いします。

○学校教育課長 丸山剛君

学校教育課から、引き続き議案第14号の債務負担行為の設定案について、御説明をさせていただきます。

こちらは、先ほどの議案第13号の条件付返還免除型奨学金条例の運用に関連し、次年度以降の奨学資金の支出に係る債務を負担するため、6月上旬の補正予算案において、債務負担行為の設定を行おうとするものでございます。

設定期間は4年間で、これは、来年度の制度運用開始時に入学した奨学生が卒業するまでの最大期間を見据えたものでございまして、年度ごとの予算限度額は408万円、4年分の合計で1632万円でございます。なお、予算額算出根拠となる年度別の人数につきましては、一般型12名分、特定型5名分の計17名分となっております。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○教育長 笹山忠則君

ただいまの説明に対しまして、御質問等ございましたら、お願いいたします。

(「ありません」の声あり)

それでは、この債務負担行為の設定に関しまして、御承認いただいたとさせていただきます。

(3) 議案第15号 平成29年度第1次補正予算(案)について

○教育長 笹山忠則君

では次に、議案第15号平成29年度第1次補正予算案についてです。これは文化課から説明をお願いいたします。

○文化課長 森雅代君

議案第15号の平成29年度一般会計第1次補正予算案について、文化課所管部分について、御説明いたします。

本年度予算既定額3億5933万5千円に対し、今回、補正額373万7千円を増額いたしまして、3億1307万2千円とするものでございます。

これは先月の委員会時に御説明いたしました補正額よりは、38万7千円を増額となっております。この増額の内容といたしましては、10款4項3目の文化振興費、飛龍八幡太鼓奉友会に対し、和太鼓の修繕や新調に対する補助金においては、変更ございませんが、10款4項4目文化財保護費につきましては、市内遺跡発掘調査事業85万円の増額を、123万7千円の増額補正といたしました。これは、先月御説明した際の試算段階よりも調査面積が増えたことが要因でございます。

文化課からは以上でございます。

○教育長 笹山忠則君

ありがとうございます。

ただいまの文化課の説明に対しまして、御質問等、ございませんでしょうか。

(「ありません」の声あり)

ありがとうございます。

続いて、スポーツイベント課に説明をお願いいたします。

○スポーツイベント課長 西川雅隆君

引き続きまして、スポーツイベント課から補正予算の概要について、御説明をいたします。

スポーツイベント課における本年度歳出予算既定額1723万3千円に、今回補正額164万6千円を増額し、総額1887万9千円とするものでございます。

補正予算の内容につきましては、10款5項1目、保健体育総務費、キャンプ地推進事業費でございます。

こちらは、当初予算でも計上しておりましたが、4月20日にメキシコのバレーボール協会会長がオリンピックのキャンプ地の事前視察ということで来日されました。その際、市長と確認書を結んだわけでありますが、これにつきまして、7月に行橋市で行われるビーチバレーボール大会に選手を派遣し、そこに参加させたい、というお話がございまして、県と協議した結果、本大会にメキシコの代表クラスの選手、男女各1チームずつを特例として出場枠をつくっていただきました。

その男女それぞれ1チーム4名とコーチ1名、それとバレーボール協会の方1名、計6名の渡航費及び宿泊費等の増額に対する補正でございます。

説明は以上でございます。御審議をよろしく申し上げます。

○教育長 笹山忠則君

ありがとうございます。

ただいまスポーツイベント課から説明がございました。オリンピック関連の支出でございます。御質問等、ございましたら、お願いいたします。

末次委員、どうぞ。

○教育長職務代理者 末次龍一君

これは県からのものですか。

○スポーツイベント課長 西川雅隆君

はい、こちらは県の補助事業です。

○教育長 笹山忠則君

ほかにございますでしょうか。

(「ありません」の声あり)

ありがとうございます。それでは、これで上程させていただきます。

(4) 議案第16号 行橋市教育委員会事務局職員旧姓使用取扱要綱の一部を改正する要綱(案)について

○教育長 笹山忠則君

それでは、議案第16号に移らせていただきます。行橋市教育委員会事務局職員旧姓使用取扱要綱の一部を改正する要綱案に関してであります。これは大園係長から説明をお願いします。

○教育政策係長 大園健朗君

教育政策課から御説明いたします。議案第16号行橋市教育委員会事務局職員旧姓使用取扱要綱の一部を改正する要綱案について、御説明をさせていただきます。

まず議案第16号の資料の表題につきまして、いま行橋市教育委員会の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施に関する規則、という表題になっております。申し訳ございません。これは表題が間違っております、正しくは、行橋市教育委員会事務局職員旧姓使用取扱要綱ですので、訂正をお願いいたします。

今回、改正の内容につきましては、以前より教育委員会のほうで結婚により女性の職員の姓が変わった場合、申請により旧姓を使用できる、という制度がございました。これがこのたび、国の総務省のほうからの通知で、各市町村に対しまして、より女性が旧姓を使用しやすい環境を整えるように、という通知がございましたので、その通知の趣旨に合わせまして、今回、教育委員会の中の要綱の中で、第2条の部分、これまでは対象を限定しておりまして、課長以上の職員、及び臨時的に任用される職員につきましては、対象外という規定を設けておりましたけれども、国のほうの趣旨に則りまして、この制限を外して、誰でも旧姓使用の申請をすれば旧姓が使用できるという内容に改正をさせていただきます。

また、この改正につきましては、本来であれば4月1日の施行ですので、3月の教育委員会でお諮りするというのが本来の流れですけれども、これは国を通じて総務課のほうから4月に入ってから通知がきましたので、この5月の教育委員会でお諮りをすることを御了承いただきたいと思えます。

では、御審議のほど、よろしく願いいたします。

○教育長 笹山忠則君

ありがとうございます。ただいまの旧姓使用に関する要綱の改正でございます。

(委員「よろしく願いします」の声あり)

御異議がございませんので、これも御承認いただいたものとさせていただきます。

5. その他

(1) 九州地区市町村教育委員会研修大会について

○教育長 笹山忠則君

それでは、次第にしたがいまして、5のその他に移らせていただきます。

(1)の九州地区市町村教育委員会研修大会についてであります。これも大園係長に説明をお願いします。

○教育政策係長 大園健朗君

教育政策課から説明いたします。事前に第12回九州地区市町村教育委員会研修大会の開催について、という資料をお配りさせていただいておりますので、そちらを御覧ください。

これは、2年前の那覇で開催されたときは台風で中止になった隔年開催の研修会となっております。今年度は宮崎市で開催されるようになっておりまして、開催日が8月3日木曜日と4日の金曜日、2日間にわたって開催されます。8月3日は研修大会が行われまして、4日は宮崎市内にある施設等を視察するといった内容となっております。

出欠に関しましては、締めが6月9日になっておりますので、1週間前の6月2日くらいまでに事務局のほうに出欠の確認の連絡を入れていただきたいと思えます。

また視察等については、2枚めくっていただくと、視察の内容が載っておりますけれども、もし視察に行かれる場合は、どの視察行きたいという御希望も承りますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○教育長 笹山忠則君

ただいま説明がありました、九州地区市町村教育委員会研修大会につきまして、補足等、ございますでしょうか。

(特に声なし)

ではまた、細かいこと等がございましたら、直接、事務局のほうから説明をさせていた

だきますので、その時にお知らせいただければと存じます。

(2) グレースチャーチスクール日程について

○教育長 笹山忠則君

では次に移らせていただきます。(2)のグレースチャーチスクールの日程について、これは指導室から説明をお願いいたします。

○指導室長 神原修一君

資料のほうは事前に送付させていただいているかと思っておりますけれども、本年度はグレースチャーチスクールのほうに渡航する年度になっております。本年度の派遣期間は、10月27日から11月5日になっております。派遣生徒数は、例年どおり市内在住の中学生15名以内ということで準備を進めております。

現在、各学校の生徒向けにリーフレット等、配布をして、来週の月曜日から2週間、申込受付をしてもらうようにしております。以上でございます。

○教育長 笹山忠則君

ありがとうございます。

2年に1回ずつ派遣をして、また2年に1回ずつ受け入れをしております。先生方も、どうぞPRをしていただければありがたいと思います。

それでは、予定しておりましたその他は、これで終わりですが、ほかにございませんでしょうか。

生涯学習課長、お願いします。

○生涯学習課長 唐崎欽五君

生涯学習課から、椿市交流センター、ワークショップの開催について、説明させていただきます。椿市の交流センター、建設の状況はどうなっているのかということで、今回、結果と今後の予定の報告をさせていただきたいと思います。

設計のワークショップを4月に2回開催しました。この結果、次のページにA3の図面で示させていただいておりますが、前回にお示しした図面と、若干変わった部分がございます。調理室の広さが少し狭くなりまして、そのかわりに中段の大会議室の上のほうの調理室、その少し上に休憩室をかねた小会議室を、小さな会議ができる部屋がほしいということで、地元からの要望に基づきまして、休憩室を設けたところでございます。

それと和室のほう、段差が付いております。これは前回も段差が付いていて、ここをスロープか何かで解消しようかという話を地元にと話をしましたが、地元としては、この段差はこのままでいいから、そのかわり、車椅子が上がる昇降機を設置してもらいたいということで、こちらのほうの段差を約30cmくらいつけた状況で対応させていただきます。

それともう一つ、防音対策をしてもらいたいということでしたので、これは図面上に

は表れておりませんが、防音機材を用いまして、外側に防音をやるということで、いま基本設計に入りまして、詳細設計に移っているところでございます。

今後は運営ワークショップと盛上げワークショップというのを開いていくようになります。どちらも全5回を予定しておりますが、観光協会を除きまして、椿市という名称がもれております。椿市の区長会の代表者であったり公民館の職員であったり、実際にここを運営していく方々にいろいろなカフェや物販スペースを含めた施設の運営について話し合ってもらおうということで、運営ワークショップを、それと併行して盛上げワークショップということで、場所であったり、前の広場であったりを、子ども会であったりPTAやJAの女性部、市役所の地域担当職員というのは、椿市の住民の方々と一緒に活動している市の係長以上の職員がいますので、そちらのほうから、どうやって盛上げていこうかということで参加をお願いしたいと考えているところでございます。

次のページにカラーで椿市地域交流起業準備室がはじまります、というちょっとお洒落なつくりをさせていただいておりますが、こちらが運営ワークショップ、こちらのほうを対象になる方々にお配りをして、7月から来年3月まで月1回と書いていますが、実際には5回程度を考えております。

次のページの縁取りが黄色の分が盛上げワークショップと私どもは呼んでおるものでございます。こちらのほうは、椿市に在住または勤務をされている方、先ほど言いましたPTAさん以外に15名程度を募集しまして、一緒に、どうやって盛上げていこうかというのをワークショップを開いて考えていきたいというふうに考えているところでございます。

ワークショップについては以上ですが、今の状況としては、造成に関して、きょう入札がございまして、業者が決まったという一報をいただいているところでございます。

今、開発申請を県に行っております、これが6月の下旬でないと許可がおりないということですので、それが下り次第、造成工事のほうに入っていこうと、今しているところであります。

椿市の交流センターの今の進捗状況については、以上でございます。

○教育長 笹山忠則君

ありがとうございます。椿市地域交流センターに関しまして、ワークショップ等のお知らせでございました。

この件に関しましても、御質問等がございましたら、お願いいたします。

(特に声なし)

では、これに関しまして、また思いつかれたり、新たな問題が出てきたりしたときには、どうぞ担当課のほうに御遠慮なく御指摘くださいませ。

それでは、他にございませんでしょうか。

指導室長、お願いします。

○指導室長 神原修一君

指導室からですが、教科書採択に関係しまして、これも事前に資料のほうはお送りさせていただいていたと思います。教育長の冒頭の報告の中にもありましたが、今年度は来年度以降使用する小学校道徳の教科書の採択年度に当たっております。

これに関連しまして、法令遵守の通知が文科省のほうからきておりますけれども、これは委員の皆さん、御承知だと思いますけれども、地教行法の第14条第6項に、教育委員会の教育長及び委員は、自己配偶者もしくは三親等以内の親族の一身上に関する事件、または自己もしくはこれらのものに従事する業務に直接の利害関係がある事件については、その議事に参加をすることができない、というふうにうたわれております。

教科書採択に関していえば、三親等以内の親族の方が教科書発行者に、もし勤務している場合は、その関係する会議に参加できないということであります。

委員の皆様には、協議をしていただく場に参加いただくわけでございますので、万が一、三親等内に教科書発行者等に勤務している方がいらっしゃる場合は、その会議に参加いただけないという状況になりますので、もしおられたら、お伝えいただきたいと思っております。以上でございます。

○教育長 笹山忠則君

ありがとうございます。

教科書図書に関しましての、採択の注意でございます。

ほかにありますでしょうか。

大園係長、お願いします。

○教育政策係長 大園健朗君

次回の教育委員会の開催案ですが、6月29日木曜日ですが、この日の御都合はいかがでしょうか。

(各委員「大丈夫です」の声あり)

よろしいでしょうか。それでは次回は6月29日の13時15分からの開催としたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○教育長 笹山忠則君

それでは次回の日程を決めさせていただきまして、本日の議事はこれで終わります。ありがとうございました。

(各委員「ありがとうございました」の声あり)

閉会 14時07分